

鳥取県PTA協議会からの

平成29年度鳥取県教育予算等に関する要望について(回答)

【要望項目】

1. 教育現場の環境整備及び取組への支援について

(1) 少人数教育の推進・充実

(2) 子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備

2. 災害時における避難所としての学校施設利用計画の作成について

3. 熱中症対策(エアコン設置)について

4. 高校再編について

要望項目	現状	要望に対する県教育委員会の対応方針
1. 教育現場の環境整備及び取組への支援について		
(1) 少人数教育の推進・充実		
<p>鳥取県においては、他県に比べて教職員を厚く配置していただき、ありがとうございます。</p> <p>確かな学力の定着には、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得が欠かせません。そのため、児童・生徒一人一人に対して目の行き届いた個別の対応と指導が重要であることから、教員数を増やしていただくことが必要となります。</p> <p>鳥取県においては、現在、小学校1、2年生および中学校1年生では少人数学級を実施していただいておりますが、これを全学年に拡充するとともに、少人数指導の更なる推進をお願いいたします。</p> <p>また、小学校における英語や道徳が教科化されることを踏まえ、教員の拡充を要望します。</p>	<p>○鳥取県では、国の基準を上回る学級編制基準を設けて、平成24年度から全学年で少人数学級を実施しています。</p> <p>・教員の拡充について、今年度、アクティブ・ラーニングや特別支援教育の充実等を図るための加配を国に要望し、昨年度に比べ加配が増加しています。</p>	<p>○鳥取県では、少人数学級における学習面や生活面できめ細かな指導の成果を示し、国に対して拡充を要望しています。</p> <p>・教員の拡充について、引き続き国に対して要望していきます。</p> <p>・新学習指導要領実施により、小学校の教科として新たに導入される英語及び道徳は、主に学級担任が中心となって授業を行うことを基本と考えており、引き続き導入に向けて指導力向上のための研修充実を図ります。</p>
(2) 子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備		
<p>児童生徒を取り巻く環境が複雑化・困難化するなかで、教職員は授業だけでなく、学習指導、生徒指導、事務的な業務、部活動等、幅広い業務を担い、ますます負担が増すことが容易に推測されます。</p> <p>そのため、教員が、授業、学級経営、生徒指導に一層専念できるようにするための体制づくりをお願いいたします。</p> <p>加えて、新たな課題への対応に必要な教員の体制、心理や福祉等の専門スタッフの充実をお願いいたします。</p> <p>また、国際調査等によると、我が国の教員は、授業に関する業務が大半を占めている欧米の教員と比較すると、授業</p>	<p>○今年度も専門スタッフを含めたチーム体制整備を進めており、これまでに全ての中学校区へスクールカウンセラーを配置している。平成26年度からは県によるスクールソーシャルワーカーの育成を行い、一層の充実を図っているところです。スクールソーシャルワーカーの配置については、市町村への補助を行っており、今年度は15市町が配置</p>	<p>○市町村立学校における校務処理を円滑に行うため、平成30年度の運用開始を目標に県下で統一した、校務支援システム導入を予算化しており、教職員の業務の効率化や事務負担の軽減を図り児童生徒に向きあう時間の確保や指導の充実を図ります。</p>

<p>や生徒指導など様々な業務を行っていることが明らかとなっており、勤務時間も国際的に見て、長いという結果が出ていると聞きます。</p> <p>子どもたちを取り巻く環境の変化に対応しながら、子どもと向き合う時間を確保できるよう、そして、欧米並みの教職員定数となるよう、県として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正について、国への要望活動を積極的に行っていただくことを要望します。</p>	<p>しています。(SSW配置の総費用に対する負担の割合：市町村 1/3、国 2/9、県 4/9)</p> <p>○教職員定数については、県独自の基準による学級編制を行い、改善を図ってきています。</p>	<p>○教職員定数については、本県の少人数学級によるきめ細かな指導による成果を国に対して示し、今年度、夏と秋に少人数学級の拡充を国に対して要望しています。引き続き、教職員定数の改善を国に対して要望していきます。</p>
--	--	---

2. 災害時における避難所としての学校施設利用計画の作成について

東日本大震災、熊本大地震の例にみられるように、大規模災害においては、学校が地域住民の避難所としての役割を担うこととなります。場合によっては、校庭も仮設住宅用地等として使用されます。

避難所としての学校の使用が長期にわたることで通常の教育活動が再開できない状態が続くことになり、それにより子どもたちの教育を受ける権利の保証も難しくなることが考えられ、学力の低下等が危惧されます。

また、学校の教員も避難所の運営にあたらなければならないのが現状のようです。

文部科学省もこうした現状に問題意識を持って、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」をH24年3月にまとめられています。報告書の中に避難所としての学校施設利用計画の策定を挙げていますが、速やかな避難所開設から早期の教育活動の再開までを適切に計画することで、災害の際にはスムーズな平常教育活動への移行がなし得るものと考えます。

ついては、県において各市町村に対し、早期に避難所としての学校施設利用計画を作成することについて、ご指導いただきますよう要望致します。

付け加えて、既に作成されている市町村に対しても、近年起きている災害等を踏まえ、今一度見直し等を含め、ご指導いただきますよう要望します。

○文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」では、各市町村防災担当部局が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要であると明記されています。

○現在、「学校防災マニュアル（地震・津波）」の作成を進めており、学校と地域住民や自治体等が避難所運営等について支援できる内容をあらかじめ協議しておくことが重要である旨を明記し、各市町村教育委員会に対して周知をしていきたいと考えています。

※平成29年1月20日付文部科学省通知「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」を各市町村（学校組合）教育委員会に通知しています。

3. 熱中症対策（エアコン設置）について

温暖化の影響により、夏の気温は30℃以上の真夏日は当たり前となり、35℃以上の猛暑日も珍しくなくなってきました。このような猛暑が続くような最近の気候では、集中力の低下の懸念とともに、現実には熱中症と思われる症状の児童が出てきている事態に憂慮しています。

更に、PM2.5などの問題もあり、窓を開けて風通しを良くすることもためられる様な状況にあります。

PTAとしては、早期のエアコン設置を各市町村に要望しているところですが、設置状況は各市町村で差があり、普通教室においては未設置から100%設置までと大きく差がひらいています。

エアコンの設置については各市町村の対応でとのことでしたが、鳥取県の子どもは皆同じ快適な教育環境の中で授業が受けられるのが理想だと思えます。

本協議会は、来年度以降一斉に、県下の市町村教委へエアコン設置についての要望活動を展開する計画を進めております。（地域の特性により、暖房設備を要望する所もあります。）

県におかれましても、設置の推進と設置後の維持費用（電気代）の負担軽減についてバックアップを要望します。

○普通教室の空調（冷房）設備の設置状況については、市町村によって様々であることは認識しています。

○小中学校のエアコン設置については、国において助成制度が設けられており、学校を設置する各市町村においてその制度を活用して整備されることが適当であります。

（国の助成制度の概要）

- ・学校施設環境改善交付金事業（大規模改修）
- ・補助率1/3

○小中学校の施設整備については、学校を設置する各市町村において行うことが適当で在り、県の助成制度を設けることは考えていません。

4. 高校再編について

めまぐるしく変化する社会への対応や生徒数の減少等により、今後の県立高校のあり方について検討されているようです。8月に行った教育懇談会の議題の一つにもとりあげましたが、高校は子ども達が将来の進路を決める大切な場所であり、今後の高校のあり方は、私たち小・中PTAにとっても大変興味深く関心の高い話題であります。

しかしながら、保護者に伝わってくる情報量は非常に乏しく、保護者の関知しないところで決定していくことに不安を感じています。

今後、適時適切な情報提供とともに、これから高校に行かせようとするわたしたち小・中PTAの思い・意見を聞いてもらえる場を作っていただき、今後の検討の中に取り入れていただくことを要望します。

○中学校の保護者に対しては、2年に1回、「高校教育改革に関するアンケート（中学校分）」を実施し、「現在の学科・コースについて、どのように感じているか」「お子さんにどのような学科で学ばせたいか」などについて意見を伺い、施策の参考とさせていただきます。

※県内中学校第3学年の生徒約30%及びその保護者に対して実施。直近では、平成27年9月～10月に実施。

○教育委員会では、平成28年3月、平成31年度から平成37年度までの今後の県立高等学校教育における基本的な考え方や施策の方向性について定めた「基本方針」を策定しました。計画期間中、県下の中学校卒業生の減少（約370名の減少）には、原則として学級減で対応し、現存する学校の存続に最大限努力する方針です。

※平成28年5月発行「夢ひろば」に、基本方針の概要を掲載。

○基本方針の策定に当たっては、県PTA協議会理事も委員となっている「県教育審議会学校教育分科会」でも議論していただき、また、県教育委員会における素案作成後は、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を伺うなどしてきました。

○今後も様々な方法を通じて、小中PTAの思いや意見を聞き、施策に取り入れながら、「基本方針」の具体化を図っていきたいと考えています。